

子育て家庭を支援しています！

木島平村おたふくかぜ予防接種費用の 一部助成について（拡充）

村では、令和7年度からおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）の蔓延防止と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものおたふくかぜ予防接種費助成を拡充します。

<おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）とは>

ムンプスウイルスによる全身感染症で潜伏期間は2～3週間です。

おもな症状は、発熱などの症状の後に耳下腺腫脹が最も多く、1週間程度続きます。

また、合併症として最も多いのは無菌性髄膜炎であり、他に頻度は少ないですが、脳炎、膵炎、難聴があります。特に難聴合併への注意が促されており、発症すると高度以上の難聴が多く、聴力の回復が困難な場合があります。

おたふくかぜの発症は、3～6歳に多くみられます。



※このおたふくかぜワクチン予防接種は任意接種です。保護者の方は、予防接種による効果や副反応について十分にご理解いただいた上で接種するようお願いします。

- ◆ **対象者** 木島平村に住所を有する満1歳から6歳（年長児）までの方でおたふくかぜワクチンの接種を希望する方



※おたふくかぜワクチンは、計2回の接種が推奨されています。

1回目と2回目の間隔は28日以上あければ接種可能ですが、

1歳時に1回目を接種し、小学校入学まえの1年間に2回目を接種をすることが推奨されています。

- ◆ **助成金額** 対象者ひとりにつき2回 1回につき上限3,000円

※医師の診断の結果、接種できなかった場合の予診料及び検査料等は自己負担となります。

- ◆ **申請方法** 医療機関に予防接種費用を全額支払った後、接種した年度内に必要書類をお持ちになって役場健康福祉係へ申請してください。
後日、村から助成金上限額3,000円がご指定の口座へ振込まれます。
なお、予防接種費用が3,000円未満の場合の助成額は、実費となります。

- ◆ **必要書類** ①母子健康手帳（接種後に医療機関から記入してもらったもの）
②医療機関から交付された領収書（いつ誰が接種したか分かるもの）
③助成金を振り込む口座が分かるもの
④印鑑

木島平村 民生課 健康福祉係
〒389-2392 木島平村大字往郷 914 番地 6
電 話 (0269) 82-3111(内線 127)

おたふくかぜの予防接種を受ける前に（説明書）

予防接種を受ける前に、下記の説明をお読みください。予防接種に関して気にかかることや分からないことがあれば、接種を受ける前に担当の医師や看護師に相談し、十分に理解したうえで接種を受けてください。また、接種を受けるお子さんの保護者が責任をもって正しい情報を医師に伝えてください。

ワクチンの効果

ワクチン接種により、おたふくかぜの感染を予防したり、たとえ感染しても症状が軽くすみ、重症化を予防することが期待されます。

ワクチンの副反応

予防接種を受けた後 24 時間は副反応に注意し、特に接種直後の 30 分間は、急な副反応（ショック、アナフィラキシー様症状）が起こることがあります。

ワクチンに由来すると疑われる無菌性髄膜炎（1,600 人～2,300 人に 1 人程度）、その他急性血小板減少紫斑病（100 万人に 1 人程度）、まれに難聴、精巣炎の報告があります。

頻度は不明ですが、急性散在性脳膜炎、脳炎・脳症、急性膵炎などが現れることがあります。

予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方。一般的に、体温が 37.5 度以上の場合を指します。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- ③ その他、医師が接種不相当と判断した方。

予防接種を受けた後の注意

- ① 接種後 24 時間は、医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 接種当日はいつもどおりの生活をしてもかまいませんが、激しい運動は避けましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ④ 接種後は、2～3 週間程度健康状態の観察を十分に行い、異常な症状が現れたら医師（接種医）の診察を受けてください。

他の予防接種との接種間隔

- ① おたふくかぜワクチン（生ワクチン）接種後に生ワクチン（麻しん風しん・水痘・BCG）を接種する場合または、生ワクチン（麻しん風しん・水痘・BCG）接種後におたふくかぜワクチン（生ワクチン）を接種する場合は、27 日以上空けてください。
- ② 不活化ワクチン（四種混合・ヒブ・肺炎球菌・日本脳炎・B 型肝炎・インフルエンザなど）、経口ワクチン（ロタウイルス）の接種の前後は接種間隔を空ける必要がありません。

健康被害への対応

- ① 子どもに対するおたふくかぜワクチン予防接種は任意接種です。
- ② 健康被害が生じた場合は、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構による医薬品副作用被害救済制度」が適用になります。